

4 子どもの手続代理人の活動内容と、お父さん・お母さんの協力をお願い

子どもの手続代理人の活動内容は、次のようなものがあります。

子どもの手続代理人が、子どもの最善の利益のために活動するためには、お父さん・お母さんの理解・協力が不可欠です。

1 子どものことを知るための活動

子どもの手続代理人は、活動を始めるにあたり、お父さん・お母さんと面談等をします。これは、子どもの手続代理人の役割を説明したり、子どもとの面談等への協力をお願いしたりするためです。また、子どもについて知るために、お父さん・お母さんから聴き取りをすることもあります。

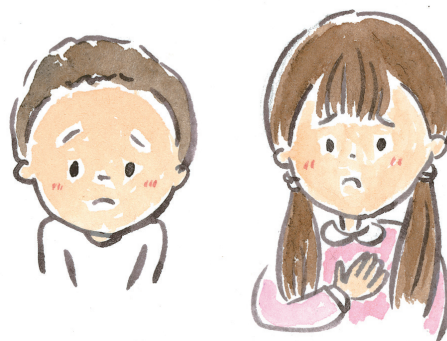
子どもの手続代理人は、子どもと連絡を取り合ったり、必要に応じて何度か子どもとの面談を行ったりしますので、お父さん・お母さんのご協力をお願いします。

子どもの手続代理人が、福祉機関や医療機関等から情報提供を受ける必要がある場合には、お父さん・お母さんに、情報提供等についての同意をお願いする場合があります。

2 裁判所に伝えること

子どもの気持ちや意思は、子どもと相談の上、子どもの手続代理人が適当と考える方法・時期に、裁判所へ提出します。子どもが秘密にしておいてほしいと希望している情報については、守秘義務の関係から、原則として、裁判所には提出しません。

また、子どもの気持ちや意思を踏まえた子どもの手続代理人としての意見は、主張書面として裁判所に提出します。



3 手続に出席すること

子どもの手続代理人は、調停期日、審問期日等に出席します。子ども自身が、調停期日、審問期日に出席する場合もありますので、その場合は、お父さん・お母さんの協力が不可欠となります。

また、子どもの手続代理人は、調査官調査にも同席することがあります。

4 提案をすること

子どもの手続代理人は、子どもの気持ちや意思を中心に据えつつ、これまでの経過等を踏まえて、子どもの利益を中心とした調停案を提示することもあります。

5 子どもへの説明やフォローをすること

調停が成立した場合、または審判がされた場合、子どもの手続代理人は、子どもと面談をして、調停条項や審判内容、今後の流れ等を説明します。また、場合によっては、事件が終わった後も、子どもの手続代理人が子どもからの相談に応じる場合もありますので、ご理解をお願いいたします。

家庭裁判所での 面会交流や 親権の手続をしている お父さん・お母さんへ



子どもの声を裁判所に届ける方法があります！

1 「子どもの手続代理人」という制度があります

子どもの本心を伝えているのに、相手からは、私が言わせてると思われてしまう…

あの子はこんなこと言っているけど、本当の気持ちかしら？



裁判所における面会交流や親権者を決める手続の中で、「子どもの気持ちを聞きたい」「子どもの声を裁判所に届けたい」という場合があります。

ただ、子どもが自力で裁判所に行き、発言をすることはたいへんに難しいです。

そんなときのために、子どもが家庭裁判所の手続に参加でき、子どものための代理人弁護士を選んでもらうことができる「子どもの手続代理人」という制度があります。

「子どもの手続代理人」は、お父さん・お母さんのどちらの味方でもなく、あくまでも、子どもだけの代理人として、子どもに寄り添って、子どもの意見や気持ちを調停や審判に届ける弁護士です。

子どもの手続代理人は、次のような役割を期待されています。

- ① 子どもの意見表明権(子どもの権利条約12条)を守る活動すること
- ② 子どもが手続を行う際の判断のために必要な情報(たとえば今後の生活に関することや通学に関することなど)をわかりやすい言葉で説明したり、相談に乗ったりすること

③ お父さんとお母さんが別々の人生を歩んでいくことになった後で、お父さんとお母さんが、それぞれ子どもの養育にどのように関わっていくのかについて、子どもの意見や意思、子どもの利益を踏まえた提案を行うこと

④ 万が一、子どもが虐待などを受けていると思われる場合には、必要に応じて、児童相談所等の児童福祉機関と連携等を行うこと

＊あなたの事案で子どもの手続代理人が利用できるのか、具体的にどのような役割を担ってもらえるのか等については、弁護士にご相談ください。

2 子どもの手続代理人を希望する場合はどうしたらいいの？

子どもを手続に参加させることや子どもの手続代理人の選任は、裁判所が決めます。希望する場合には、依頼している弁護士に、裁判所への働きかけ等についてご相談ください。弁護士を依頼していない場合は、裁判所に直接希望を述べてみてください。

裁判所が、子どもの参加を認め、子どもの手続代理人を選任するには、前提として、

- ① 子どもに、言葉によるコミュニケーションが可能で、一定の能力(意思能力)があること
- ② 法律で定められた事件であること

が必要です。

①について、一般的には小学生ぐらいから認められますが、年齢で一律に決まるわけではなく個別に判断されます。

②については、離婚調



停のほか、面会交流、監護者指定・変更、親権者変更、子の引渡し等の各調停・審判事件などで利用することができます。

＊具体的な手続方法等については、弁護士にご相談ください。

3 費用について

子どもの手続代理人を担当した弁護士の費用(報酬)は、多くの場合、お父さん・お母さんが支払うこととされています。事件が終わった後に、裁判所が子どもの手続代理人について報酬額の決定をしますので、裁判所の決定に従って、子どもの手続代理人に費用(報酬)を支払うことになります。

お父さん・お母さんが法テラスの民事法律扶助を利用して弁護士を依頼している場合、子どもの手続代理人の費用(報酬)について立替援助を受け、償還する方法をとることができます。

お父さん・お母さんが、経済的事情により費用(報酬)を負担することが難しい場合は、子どもの手続代理人を通じて、子どもが日本弁護士連合会の「子どもに対する法律援助」制度を利用することもできます。

いずれの場合も、子どもの負担はありません。



詳しくは、弁護士にお尋ねください。